

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 6 月 23 日（金）第 424 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 1
- くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3

### 公 告

- 落札者等の公告 (税務課取扱い) 4
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (監理課取扱い) 4
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 6
- 公 安 委 員 会 公 告**
- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

## 告 示

### 鹿児島県告示第540号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	今村総合病院	鹿児島市鴨池新町11番23号	令和5年6月1日から 令和8年5月31日まで
救急病院	奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16番5号	令和5年6月18日から 令和8年6月17日まで

### 鹿児島県告示第541号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
8,200 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	6,500 トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

**鹿児島県告示第 542 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1－4 に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を超過しており、法第 33 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業においてくろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和 5 年 6 月 24 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間とする。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 543 号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 56 条第 1 項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 198 号）第 11 条第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
藤安醸造（株） 飼料製造工場 7340001003762 （鹿児島市）	同 左	アミノ酸抽出かす	令和 5.4	栄養成分等－粗たん白質	無
日和産業（株） 鹿児島工場 7140001002355 （鹿児島市）	同 左	ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニューレイヤー後期用	5.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ニチワ印子豚育成用配合飼料マスターグローア	5.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ニチワ印肉豚肥育用配合飼料 S グローア	5.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ニチワ印肉豚肥育用配合飼料日和アマニ	5.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

CRS（株） 鹿児島支店入来 研究所 6010601031882 （薩摩川内市）	同 左	筍皮サイレージ	5.4	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪	無
--	-----	---------	-----	-----------------	---

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

#### 鹿児島県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

令和5年6月23日

鹿児島県知事 塩田康一

変更前

理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠3699番地

変更後

理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠3699番地3

#### 南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年6月23日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
総合支援センターわかば	指宿市十町1814番	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市顛娃町上別府字西場6543番	山本 森満	令和5年6月1日	生活介護

#### 北薩地域振興局告示第16号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年6月23日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
SUB-starting up BASE	薩摩川内市御陵下町33番16号	合同会社ahm	薩摩川内市御陵下町38番16号	鎌田 弘恵	令和5年6月1日	児童発達支援

#### 始良・伊佐地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年6月23日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
おうち生活応援 団	始良郡湧水町中 津川546番地8	合同会社Eプラ スケア	熊本県球磨郡錦 町大字一武2609 番地2	豊永 昭人	令和5年 3月31日	居宅介護 ・重度訪 問介護

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事      塩 田 康 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
税務総合システムサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿 児 島 県 総 務 部 税 務 課 税 務 電 算 係  
鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 4 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
F L C S 株 式 会 社 九 州 支 店  
福 岡 市 博 多 区 東 比 恵 三 丁 目 1 番 2 号
- 5 落札金額  
736,940,160円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 3 月 7 日

### 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 5 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事      塩 田 康 一

- 1 調達をする特定役務の種類  
建設工事
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 鹿 児 島 県 建 設 工 事 入 札 参 加 資 格 審 査 要 綱（平成 8 年鹿 児 島 県 告 示 第 1402 号。以下「要綱」という。）第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 入 札 参 加 資 格 を 認 め ら れ た 者 であ っ て、当 該 資 格 を 入 札 書 の 提 出 期 限 の 時 点 で 有 す る も の である こと。
  - (2) 入 札 書 の 提 出 期 限 の 時 点 で 次 の ア から エ ま で の い ず れ に も 該 当 し な い 者 である こと。  
ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 の 4 第 1 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 する 者

- イ 要綱第 2 条第 1 項第 3 号アからキまでのいずれかに該当する者  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ウ 要綱第 2 条第 1 項第 6 号アからウまでのいずれかに該当する者
- エ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
- ア 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に迎えた事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し
- イ 営業の沿革
- ウ 営業所一覧表
- エ 直前 2 年間の各事業年度における施工金額
- オ 技術職員名簿
- カ 納税証明書
- (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
- (イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書
- キ 労災保険料納入証明書
- ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書
- ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県土木部監理課建設業許可係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3490
- (3) 申請書類の受付期間  
令和 5 年 6 月 23 日から同年 7 月 7 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
2 の(2)のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない

い。

- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- (1) 当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日から令和 6 年度に行う定期の資格審査による入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。
  - (2) 有効期間の更新を希望する者は、令和 6 年 8 月に令和 7 年度及び令和 8 年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので、当該公告に従い申請書類を提出すること。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第 31 号

平成 24 年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表に次のように加える。

332	医療法人名正国分脳神経外科病院	霧島市国分向花133番地 2
-----	-----------------	----------------

## 公安委員会公告

### 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条の規定に基づく法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
令和 5 年 8 月 21 日（月）から同月 25 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
  - (2) 追加取得講習  
令和 5 年 8 月 24 日（木）及び同月 25 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所  
マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当する者
    - ア 受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「3 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規

- 則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年 国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込日において、3 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者 (旧資格者証の交付を受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの
- ア 最近 5 年間に 3 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3 号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員 (原則として、受付先着順とする。)
- (1) 新規取得講習
- 10 人 (ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)
- (2) 追加取得講習
- 5 人 (ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間  
令和 5 年 7 月 4 日 (火) から同月 7 日 (金) まで
- イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 受付場所
- ア 鹿児島県内に住所を有する者等  
受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 鹿児島県外に住所を有する者  
鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通  
講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真 (縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメ

ートル) 1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参して申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
  - (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490